TEL: 02-9250-1000 **CONSULATE-GENERAL OF JAPAN** G.P.O. BOX 4125
LEVEL 12, 1 O'CONNELL STREET, SYDNEY NSW 2000 SYDNEY 2001

領事出張サービスの実施（北部準州ダーウィン）

2023年2月9日(木)に北部準州（NT）ダーウィンにおいて、領事出張サービスを実施しますので、ご利用ください。

対 象 者：北部準州（NT）に在住されている方

実施内容：
・新旅券の交付（事前に当館に申請手続きをされた方に交付いたします。）
・在外選挙人登録の申請受付（記載事項変更、再交付を含む。）
・在留証明及び署名証明の交付（事前に当館に申請手続きが必要です。）
・警察証明書の申請受付（事前に当館に申請手続きをされた方の指紋採取を行います。）
・戸籍の届出(事前に当館にて確認した方の書類をお預かりします。）
・在留届（転居届・帰国届など）の受付
・各種相談

日　　時：2023年2月9日(木) 9:30～12:30、14:00～16:00
場　　所：ダーウィンシティホテル　2nd Floor　DCH Meeting Room
　　Darwin City Hotel　59 Smith Street, Darwin, NT 0800

◎新旅券の交付：領事出張サービス会場にて新旅券を受け取るまでの流れ

１　旅券申請書の入手
　旅券発給申請書は、以下の当館ホームページよりダウンロードしてください。
https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_passport_application_bypost.html

２　電子メールにて書類送付
（１）旅券申請書の表面及び裏面（所定の位置に旅券用顔写真を貼ったもの、所持人自署欄に署名したもの）
（２）戸籍謄本（抄本）（６か月以内に発行されたもの）
　初めて旅券を申請する、旅券の有効期限が切れている、本籍地・氏名に変更がある場合に限り必要です。

（３）現在所持する旅券の顔写真のあるページ及び出入国印のあるすべてのページ

（４）有効な豪州査証
（５）外国式綴りの氏名の方は、綴りが確認できる公的機関発行の書類の写し（出生・婚姻証明書、外国旅券等）
（６）郵送申請同意書　（以下当館ホームページよりダウンロードしてください。）
https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_passport_application_bypost.html

＊当館送付先：E-mail:cgryoji@sy.mofa.go.jp

※添付書類の容量が 10MB を超えるとメールを受信できません。その場合は複数のメールに分けてお送りください。また、恐れ入りますが、メール送信後に到着確認のため当館までお電話ください。

３　旅券申請書（原本）の郵送
上記２で送っていただいた内容を当館で確認後、旅券申請書、戸籍謄(抄)本（初めて旅券を申請する、旅券の有効期限が切れている、本籍地・氏名に変更がある場合に限る。）、及び郵送申請同意書のそれぞれ原本を A4 サイズ、トラッキング番号付きの封筒にて当館まで郵送してください。

送付先　Consulate-General of Japan, Sydney
GPO Box 4125 Sydney NSW 2001

なお、本領事出張サービスにおいて新旅券を受け取るための申請書類等の郵送締切日（当館到着日）は次の日付となります。

２０２３年　１月２７日（金）当館必着

４　領事出張サービス会場での新旅券の受け取り
事前に予約が必要となります。当日は、新生児の方も含め旅券名義人ご本人に来場していただく必要があります。
【当日持参していただくもの】
（１）現在所持する日本国旅券（今回が初めての日本国旅券申請の方は、他国の旅券、または出生証明書）
（２）旅券発給手数料：現金にてお支払ください。お釣りのないようご用意ください。

10 年用　A$198.00　5 年用　A$136.00（12 歳未満の方は A＄74.00）

TEL: 02-9250-1000 **CONSULATE-GENERAL OF JAPAN** G.P.O. BOX 4125
LEVEL 12, 1 O'CONNELL STREET, SYDNEY NSW 2000 SYDNEY 2001

◎在外選挙人登録申請の受付

１　登録資格

（１）満 18 歳以上の日本国民であること

（２）当館管轄区域（ニューサウスウェールズ州または北部準州）に３か月以上居住されていること

（３）日本国内で住民登録されていないこと

（４）在外選挙人名簿に未登録であること

２　在外選挙人名簿登録申請書

当日、会場に準備いたしますが、以下の外務省ウェブサイトから「在外選挙人名簿登録申請書」をダウンロードし、ご記入いただいたものを持参いただくこともできます。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html

３　当日持参いただく書類

（１）有効な日本国旅券

（２）ニューサウスウェールズ州または北部準州に３か月以上居住していることが確認できる書類

（例：住宅賃貸契約書、銀行のステートメント、公共料金の請求書など）

なお、３か月以上前に在留届を当館に提出されている場合は上記（２）の書類は不要です。

（３）当日、申請書を会場で記入される場合は、本籍地、日本国内での最終住所地（最後に住民登録をしていた住所）、住民票の転出年月を正確に記載できるようご準備ください（本籍地や最終住所地を確認するための疎明資料を提示する必要はありません）。

（４）在留届に記載されている日本国籍の同居家族の方が代理で申請される場合は、代理申請人の有効な日本国旅券及び代理人に依頼した申請人による申出書（申請者の署名が必要です。）

以下の外務省ウェブサイトから「申出書」をダウンロードしてください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html

◎在留証明及び署名証明の交付：領事出張サービス会場にて証明書を受け取るまでの流れ

１　事前連絡

以下について電子メールまたは電話により当館までご連絡ください。当館から申請にあたっての説明事項を案内いたします。

在留証明書願、及び署名証明書申請書等は、以下の当館ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_shomei_kanren.html

（１）申請者氏名

（２）申請者生年月日

（３）申請予定の証明書の種類、形式及び必要枚数

例：在留証明　形式１を２通、署名証明　形式１を１通　※形式の詳細についてはお問い合わせの際にご確認ください。

（４）電話番号（日中に当館から連絡させていただく場合がございます。）

（５）在留届提出の有無

＊当館連絡先： E-mail: cgryoji@sy.mofa.go.jp　Tel: 02-9250-1000

２　申請書類の送付

申請書に必要事項を記入し、当館まで電子メールにて必要書類とともに送付し、内容の審査・確認を受けてください。

本領事出張サービスにおいて証明書を受け取るための申請締切日（当館到着日）は次の日付となります。

２０２３年　１月２７日（金）当館必着

３　領事出張サービス会場での在留証明及び署名証明の受け取り

事前に予約が必要となります。申請者ご本人の来場が必要です。

【当日持参していただくもの】

（１）現在所持する日本国旅券

（２）在留証明発行手数料：現金にてお支払ください。

在留証明　A$15.00

〈証明書の種類〉

ア　在留証明：以下の２種類があります。

形式１：一個人の現住所のみを証明

形式２：現住所に加え、豪州当館管轄区域内で過去に居住していた住所とその時期、又は同居家族の氏名が記載されている証明

イ　署名証明：以下の２種類があります。

形式１（貼付形式）：事前に郵送いただく委任状、契約書、遺産分割協議書など署名が必要となる書類に、当館領事の面前で申請人ご本人に署名捺印していただきます。

形式２（単独形式）：当館所定の書式に申請人に署名捺印していただきます。

◎警察証明書申請

TEL: 02-9250-1000 **CONSULATE-GENERAL OF JAPAN** G.P.O. BOX 4125
LEVEL 12, 1 O'CONNELL STREET, SYDNEY NSW 2000 SYDNEY 2001

１　事前連絡

以下の書類を当館まで電子メールにてお送りください。

（１）警察証明書発給申請書（下記当館ホームページよりダウンロードしてください。）
https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_police_certificate.html

（２）有効な旅券顔写真ページ（追記・訂正があればそのページも）

（３）証明書の必要性を確認する書類：官公署など要求機関が発布した証明書提出を要求する文書

（４）証明書送付用返信用封筒：トラッキングのできる Express、または Registered の封筒をご購入いただき、予めお名前・ご住所をご記入ください。

＊当館送付先：E-mail:cgryoji@sy.mofa.go.jp

２　領事出張サービス会場での指紋採取

事前に予約が必要となります。当日はご本人確認、及び指紋採取がございますので、ご本人に旅券持参の上来場いただきます。警察証明書の入手には 2～3 ヶ月お時間を要しますので、

証明書が当館に到着次第、ご用意いただく返信用封筒で証明書をお送りいたします。返信用封筒には予め宛名と送り先の住所を記入願います。

◎戸籍の届出

当館ホームページにて必要書類を確認いただき、記入済の届出書および必要書類一式を電子メール添付にてお送り下さい。戸籍担当が内容を確認後、連絡致します。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_koseki_kanren.html

＊当館送付先：E-mail:cgryoji@sy.mofa.go.jp

◎在留届（転居届・帰国届など）の受付、各種相談

当日、受付や相談の対応をさせていただきます。

本領事出張に関するご質問等は、在シドニー日本国総領事館領事班までお問い合わせください。なお、今後、コロナ規制による州境の閉鎖等の場合、本領事出張サービスが中止となる場合もありますことをご留意願います。

Consulate-General of Japan, Sydney
Level 12, 1 O' Connell Street, Sydney, NSW 2000, Australia
(GPO Box 4125 Sydney NSW 2001 Australia)
Tel: 02-9250-1000
Email: cgryoji@sy.mofa.go.jp TEL：02-9250-1000